

児童と家族に関するサービス・システムの国際比較

— 日本、オンタリオ州(カナダ)と英国を中心に —

高橋重宏(駒澤大学)

イト・ベング(ロンドン・スクール・オブ・エコノミクス)

要約

本研究では、オンタリオ州(カナダ)と英国の児童と家族に関するサービス・システムを比較し、今後、日本において整備・体系化されるべき児童と家族に関するサービスの在り方を考察し提言した。

特に以下の諸課題について論じた。1) 特に、北米で制度化されている「ファミリーサービス」を児童相談所などの公的機関に育てていく必要性、また、民間の相談機関に育てていく必要性。2) 児童の権利というコンセプトを制度や生活の中で具体的に定着させる必要性。3) ファミリーサービスを通して親の養育機能を育てていく必要性。親への諸サービスの必要性。4) カナダで試みたようにインスティテュショナル・ケアからレジデンシャル・ケアへの移行の必要性。5) 世界の動向、例えば国連の児童の権利に関する条約や1994年国連の国際家族年の原理・原則をふまえて日本において児童に対するサービスとファミリーサービスを統合的に整備・体系化する必要性などである。

見出し語：児童のウェルビーイング、ファミリーサービス、在宅児童福祉、児童と家族に関するサービス、児童家庭福祉サービス、4つのP、半民営組織(クワンゴ)

Child and Family Services Systems in Ontario (Canada), Britain, and Japan: A Comparative Research

Shigehiro Takahashi, PhD

Ito Peng, Ph.D Candidate

Abstract:

This research compares and contrasts child and family services systems in Ontario (Canada), Britain, and Japan, and attempts to propose a direction for a practical and comprehensive child and family services system so much needed in Japan in the near future.

Specifically, this research will attempt to address the following issues: 1) a need for a better integration and development of "family services system" similar to those found in North America into existing public organizations in this country, such as Child Guidance Center; 2) a need to realize the notion of the rights of children; 3) a need to support parents achieve a better family function through family services system; 4) the nature of trends from institutional care to residential care, as seen in countries such as Canada; and finally 5) a need to integrate the proposed child and family services system in Japan with the global trends toward a greater recognition of children's rights and importance of families as expressed in the UN Convention on the Rights of Children and the 1994 United Nations International Year of Family.

Key Words: The wellbeing of the child, family services, zaitaku child welfare, child and family services, child and family services system, the Four P's, Quasi-Autonomous Non-Governmental Organization (QANGO).

I 研究の目的と方法

子育てをめぐる問題が深刻な社会問題となっている。戦後47年、急激な社会変動は、人間のライフスタイルを多様化させ、人間生活の皆である家族にも多大な影響を与えた。とくに、児童が帰属する家族、近隣関係の絆が希薄化したこと、父親も母親も、まず、自らの自己実現を優先に生きようとする風潮などが、児童に、深刻な影響を与えている。

本研究は、児童のみならず、児童の生活の拠点である家族への社会的・公的支援の在り方について検討することを目的に研究班を組織し、外国人招聘研究者であるイト・ペング氏の強力を得て、文献考察、調査資料考察、関係者への意見聴取等を通じて、分析を加えた。

II 特徴的な差異

1 英米法(Common Law System)とローマ法(Roman Law System)に見る国と親(家族)、児童の関係

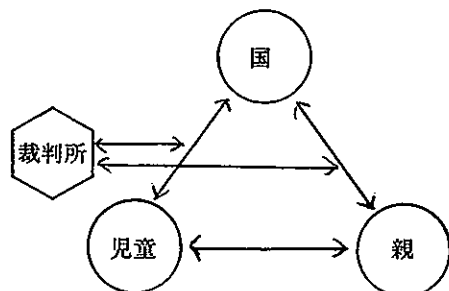
(1) 英米法の枠組み

児童と親(家族)、国の三者の関係は英米法とローマ法の枠組みでは大きな違いがある。英米法のパレンス・パトリエ(parens patriae、国親)という概念は、クラウン(Crown:国王)が国の親として、直接児童を保護する権利と義務を持っているとする考え方である(図1)。国が親や児童の権利を無視しないために裁判所が児童と親と国の人権と権利について判断するシステムになっている。英米法に準拠する国は以前イギリスの植民地となった国々である。その中には、英国系カナダ(ケベック州を除く)、アメリカ、オーストラリア、ニュージーランドなどがある。

パレンス・パトリエ(国親)という法的概念に基づき次のような3つの特徴を掲げることができる。第1は、国は国民の中でも最も弱くて自立の出来ない構成員の人権を社会から保護するという責務を持っている。つまり、国は国民の構成員の一人である児童について、その児童が社会の中で、家族の中で、その児童にとっての最善の利益を保証するために必要があれば家族に介入する権利を持っているのである。第2に国は、自分で自分を保護することの出来ない国民の構成員(つまり児童)を保護するために、その児童の家族に介入することが出来る。いわば国は、国民に対する一つの法律的・モラル的な責務として、家族の中に介入しなければならない。第3は、法システムが機能的、効果的に作用するために正確でしかも明確な規則とその手続きやプロセスのメカニズムも検討し、国、

親、児童の三者が詳しく理解出来るように説明しなければならない。また、同時にこの三者の個人的な人権と権利も尊重し保護しなければならない。

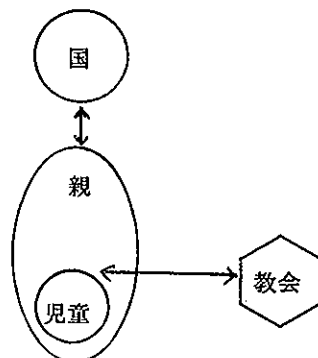
図1 パレンス・パトリエ(国親)の枠組み



例えば、後述するオンタリオ州の「児童と家族に関するサービス法(Child and Family Services Act, 1984)」(1984年)は定義や法手続きが詳細に規定され、解釈の幅が少ない特徴がある。オンタリオ州(カナダ)では、裁判所やオフィシャル・ガーディアン制度(The Official Guardian、州政府の司法長官に直属する中立機関。中立の立場から児童のウェルビーイングを見守り、必要に応じて児童の最善の利益を代弁する。)が発達し、児童の人権の番人として機能している。オンタリオ州では、親からの親権の剥奪をクラウン・ワード(Crown Ward:国王が親権者となる、国が親権者となる)、親権の一時停止をソサエティ・ワード(Society Ward、Children's Aid Society、つまり児童保護援助協会が親権をあつかる)と制度的に呼称している。これは英米法のピアレンツ・パトリエ(国親)の枠組みが定着したものである。

(2) ローマ法の枠組み

図2 ローマ法の枠組み



次のローマ法の枠組(図2)は国の支配権は家族の中には及ばない、とする考えである。このシステムでは、伝統的に国が児童を保護するために家庭に介入することを法的には許さないという考え方が強い。家庭への介入はもっぱらモラルの上で力を持つ教会の役割となっている。これは、国家の成立よりも、早くから家制度が成熟した歴史的背景による。

ローマ法では、親は児童に対して限りない権力を持っていると考えられている。このシステムでは親の親権を児童の人権よりも優先的に認めたのである。

(3) 日本の枠組み

今日の日本の児童福祉システムの基礎となる法律的な枠組みは、明治民法下に確立した「家」制度(家父長的家族制度)と、親権(ローマ法)が根底にあり、さらに戦後の新憲法に影響を与えた英米法の枠組みが入りいわば3つの伝統が重層化し複雑になっている。

明治民法は、伝統的なローマ法を基礎とした当時のドイツの法制の概念が、以前から日本にあった「家」制度と矛盾せず、明治民法の中に「家」制度の考えを組み入れた。確かにローマ法からみた国と親と児童の関係は日本の「家」制度と良く似ており、児童と親の不平等な立場を示している。だが、日本にはない社会的機能がある。ローマ法では国の支配権を家の外に止めたが、教会がモラルの上で家族に介入した。日本では社会的に国民の合意が成立した家の中に介入できるモラルの組織やその機能がはっきりしてはいない。

図3 日本の枠組み

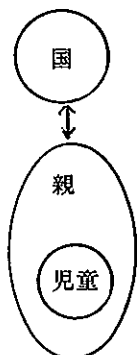


図3のように親権を絶対視した日本の枠組みは3つの枠組みの中で最も国(State)または公(Public)、社会からの児童に対する保護や家庭への介入が消極的な枠組みではないだろうか。

戦後の日本の新憲法は、個人の平等をうたい、個人の基本的人権の尊重を掲げている。しかし、現在の児

童福祉思想の中には未だ、ローマ法の影響の強い民法の中の親権の概念と儒教的な「私物的我が子観(子どもは親の付属物)」が大きな位置を占めている。例えば、伝統的な母子心中が起こっても、多くの人々は実の親が加害者の場合、殺人事件、子殺しとは思はない。むしろ、何か事情があったのだろう、かわいそうに、と看過してしまう。このような文化的背景の中で、児童に関する法律の分野でも、例えば児童福祉法第28条が存在するにもかかわらず、児童相談所も裁判所も、その条項を活用して児童の基本的な人権を尊重しようという意識が乏しいのが現状である。未だ日本の新憲法の中の国民の基本的人権の概念は、児童福祉制度の中では法技術的には活用されていないと言えよう。法律的な社会的契約というよりもむしろ憲章の段階に留まっているとしか言えないのではないのだろうか。現行の親権は、この際児童の権利に関する条約との関連で検討され、真に国民の一人である児童の基本的人権を尊重する児童家庭福祉サービス制度の整備がなされることが重要な課題であると考えられる。

(4)要約

①英米法は、国王がパレンス・パトリエ(国親)として児童を直接保護する権利と義務を行使する。それに対し親は国王の介入から児童と家族を保護する権利と義務を有している。これをparent's rightsという。国と児童と親それぞれの権利を保護するために裁判所が介入する。

②ローマ法を中心とする文化の国々では家父長制が国家よりも早く成熟した。児童は家長の責任で保護される。法は家庭に入らずという考えが根強い。国家と教会の役割が分担され、教会がモラル教育、家族への介入、支援という重要な社会的役割を担っている。

③日本は伝統的な家制度を背景にローマ法の影響を受け、明治民法が成立した。現行の民法規定による親権はローマ法の影響が強い。一方、日本国憲法、児童福祉法はGHQの占領下で成立し、アメリカ合衆国の影響を受けている。だが、民法による親権の考え方はローマ法による考えが強く、法は家庭に入らずという考えが根強い。しかも、問題は、モラル教育や家族への介入をすべく日本の宗教はヨーロッパ諸国の教会が担ってきたような社会的役割を担ってはいない。このような法的、文化的背景から日本の家族、家庭は容赦ない社会変動、経済変動の渦の中で脆弱化してきていると指摘できよう。

2 オンタリオ州(カナダ)と英国の児童福祉サービス・モデルの概要

まず注目すべきことは、英国とオンタリオ州の児童福祉システムは歴史的に英米法の枠組みで同じ背景を有していたことである。だが、特にこの数十年の間に、児童福祉のシステムやサービスの供給の仕方に大きな違いが生じた。オンタリオ州では直接的な児童福祉サービスや児童保護のサービスはNGO（非政府団体）、つまりCAS：児童保護援助協会（Children's Aid Society）に委託している（現在、オンタリオ州には54のそれぞれ独立したCASがあり、それぞれ管轄地域をもっている。ゆえに、サービスの重複はない。また、宗教的に独立したCASもある。具体的には、カソリック教徒を対象としたCASが3つ、ユダヤ教徒を対象としたCASが1つ、幾つかの先住民を対象としたCASがある。）。

CASは半民間組織クワンゴ（QANGO:Quasi-Autonomous Non-Governmental Organization、財政的には全て政府が負担し民間が運営する。）が中心となり児童家庭福祉サービスを実施している。つまりNGO（Non-Governmental Organization）であり、公的団体であり、民間団体でもある。

CASの公的な役割は「児童と家族に関するサービス法」に基づき、①家庭に介入し、児童を連れ出す権限が付与されていること。②運営経費がすべて州政府等の政府から公的財源で賄われていること、がある。民間団体としての側面は、非営利団体として独自の理事会を持ち、法律に規定された業務以外は、完全に州政府から独立した団体として機能している点である。ゆえにCASの、専門職や職員はシビルサーバント（公務員）ではない。

これに比べ英国の児童福祉システムはほとんど地方政府が中心となっている。児童福祉サービスや児童保護は地方政府の公衆衛生局とソーシャルサービス局が中心となってサービスが提供される。そして、ボランティア組織、つまりNGOなどはオンタリオ州のCASのような活動をしてはいるが児童福祉サービスのシステムの中では、オンタリオ州と少し異なり、公的サービスの外側に位置づけられ、英国におけるNGOは児童福祉サービスの中心ではない。どちらかというところでは地方政府をサポートする形である。ゆえに、英国では地方政府が児童福祉サービスを提供する中核にあり、これらの児童福祉サービスを供給するソーシャルワーカーとかチルドレンズワーカーは、どちらかというところでは地方政府で働くシビルサーバント（公務員）である。

3 オンタリオ州の児童家庭福祉サービス

カナダの児童福祉制度は基本的には、一応共通して

いるといえよう。しかし、カナダは連邦国家であり、政治的にも、法律的にも州の間での違いがある。カナダでは、児童や家族に関するサービス法の制定、福祉サービスの提供は州の責任となっている。ゆえに、カナダの児童福祉と一般論を論じることはできない。ここでは、オンタリオ州の児童と家族のためのサービス・システム（Ontario Child and Family Services System）を中心に考察する。

だが、カナダ全体の動きとして指摘できることは、児童の権利に関する条約に即して国内の児童福祉制度を見直す作業の過程から児童家庭福祉を推進するための原則として、「4つのP」が重視されていることである。

具体的には、児童を①「保護(Protection)」の対象とするだけでなく、②「予防(Prevention)」の対象とすること。さらに、児童福祉の議論やプログラム策定に可能な限り児童自身の③「参加(Participation)」を推進すること。④「普及・啓発(Promotion)」児童家庭福祉、児童の権利、虐待、放任・無視などについて、セミナーの開催、ビデオ教材の作成、ポスターの作成などをとおして教育、普及・啓発をしていくことなどである。

オンタリオ州はカナダで最も人口規模の大きい州で、911万人（1986年国勢調査）が生活している。これはカナダの全人口の36%にあたる。州都はトロントで、トロント市は61万人、メトロポリタン・トロントは219万人、大トロントは343万人である。トロントでは、日常生活の中で125カ国語が使用され、カナダの都市の中でも最も多くの民族が共存を試みるコスモポリタンな都市である。

(1)メトロポリタン・トロント児童保護援助協会の沿革

オンタリオ州の児童福祉は北米で最も古い歴史をもっている。オンタリオ州で最初に出来た児童保護の団体は、トロントに誕生したメトロポリタン・トロント・チュードレンズ・エイド・ソサエテ(CASMT:Children's Aid Society of Metro-politan Toronto:メトロポリタン・トロント児童保護援助協会)である。CASMTは1991年に創立100周年を迎えた北米で最も規模の大きい半民間の児童家庭福祉団体である。

1875年トロントに最初の乳児院が設立された。ちょうどその前年74年には、CASの創立者となるケルソー少年(J. J. Kelso)は、祖国アイルランドの火災ですべての財産を失わない家族とともにカナダへ移住

している。ケルソー少年は、寒さと飢えに苦しみ多難な少年期を過ごした。この苦しみの経験が原体験となり、後に児童保護運動に彼の人生を捧げたのである。当時のスラム街の子どもたちは、物売りや売春を強いられ、稼いだお金は親の酒代となり、浮浪児も増加の一方であった。

1891(明治24)年、ケルソー氏はCASの設立を呼びかけ、初代の会長となった。1925(大正14)年からは州政府の補助金が得られるようになった。65年には児童福祉法の改正案が提出され、CASに児童の健康な育成と予防サービス提供のための法的な権限が与えられた。

71年には国家政策としてマルチカルチャリズム(多様文化主義)が法律として制定され、増加する多民族、つまり、社会的に弱い立場におかれやすい少数民族の児童に対するさまざまなサービスが必要とされた。多様文化主義(multiculturalism)には3つの意味が含まれている。第1は、異質な文化的・民族集団を構成要素として含む『社会』を指す。第2は、その社会の中の異質な文化的・民族集団が、お互いに他の文化・民族を尊敬しあう『理想』を指す。第3に、第2の理想を実践に移すような連邦政府及び州政府の『政策』を指す。

70年代後半には、多様文化特別委員会を設置し、あらゆる文化的背景を持つ民族グループへのサービスを強化した。文化的背景の違いによって生じる児童の問題は、特に、カナダのアンゴロサクソンを中心としたメイン・ストリームのサービスから外れやすく、また、その児童が持つ問題は祖国においては何ら問題にならないものである場合も少なくない。CASは児童や家族のもつ文化的な背景を理解する職員の養成にも力を注いでいる。

84年には現行の「児童と家族に関するサービス法」が制定され、国連の児童の権利に関する条約を先取りし児童の権利が具体的に条文の中に明記された。

(2)「児童と家族に関するサービス法」の信念

CASの主たる業務は、「児童と家族に関するサービス法」(1984年制定)に基づいている。この法律のサービスの信念体系の条文は次のような7項目にまとめられる。

- ①最終目標：児童の最善の利益、保護、ウェルビーイングを増進する。
- ②家族の単位としてのまとまりが守られ、自立できるように援助し、また、可能な限り、児童、親間の相互の同意に基づきながら援助を提供していく。

- ③児童にとってケアの一貫性と安定した家族関係が重要であることを尊重してサービスを提供する。
- ④それぞれの児童の身体的、精神的発達の違いを十分考慮してサービスを提供する。
- ⑤その児童又は家族を援助するために限定的でなく、家族を壊さない最も適切な方法を選択する。
- ⑥文化的、宗教的、地域的差異を可能な限り配慮してサービスを提供する。
- ⑦インディアン、先住民の児童、家族に対しては、その文化的、境遇、伝統、そして大家族の概念を認めて、サービスを提供する。

また、多様文化主義(multiculturalism)については「児童と家族に関するサービス法」で次のように規定されている。

- ①児童と家族にサービスを提供する際、可能な限り文化的差異を尊重し、配慮する。
- ②児童が生まれ育った文化的背景、宗教的信仰、血縁関係は、児童の最善の利益に基づくいかなる決定においても重んじられる。
- ③児童を親元から離す必要がある場合、血縁者、近隣の家、あるいは地域又は拡大家族の他の人に預けることが可能かどうかを考慮される。
- ④クラウン・ワード又はソサエティ・ワードになった児童のレジデンシャル・プレースメントを選ぶ際には、できるだけその児童の言語的、文化的、境遇的な背景を重視する。
- ⑤ケアされている児童には彼(女)ら自身の宗教選択の権利—その宗教の指導を受け、また、宗教活動に参加する—を行使させる(但し、親の持つ子どもへの宗教的方向づけの権利にまず従う。)

(3) CASの業務

CASの主な業務を要約すると、①16歳以下の児童、又は協会のケアを受けている児童、又は協会のスーパービジョンの下にある児童からの保護を必要としているという申し立てや証言を調査する。②必要があれば十六歳以下の児童、又は協会のケアあるいは、協会のスーパービジョンの下にある児童を保護すること。③児童を保護するために、家族に対し指導、カウンセリングその他のサービスを提供すること。又は、保護が必要となるような事情を未然に予防すること。④児童と家族に関するサービス法により協会の保護を命じられた児童、又は協会に保護が委託された児童の養護をする。⑤法によるスーパービジョン委託により、児童を指導監督する。⑥法第7条に基き養子縁組みをする。養子に対し養子縁組みに関する情報を提供する。

⑦児童と家族に関するサービス法又はその他の法律によりCASに与えられた義務の遂行をする、ことなどである。

(4) CASの職員

メトロポリタン・トロントCASには、563人の専任のサービス提供の専門家(ファミリー・サービス・ワーカーとチャイルド・サービス・ワーカー(ソーシャルワーカー計277人)、弁護士(8人)、チャイルド・ケア・ワーカー、精神科医、歯科医、看護婦、ボランティア・コーディネーターなど)と、74人の秘書、事務職員が本部と6つの支部、法律サービス、健康サービスに分かれ勤務している。

(5) イン・ケア

イン・ケア(里親、グループホームでの養育、なおカナダには養護施設はない。)には、次のような3つの場合がある。第1は、親が直接養護相談に来る場合、必要と判断すれば一時的ケアとして3カ月間保護し、自宅に帰れるように援助する。この場合、子どもが12歳以上であれば本人のサインが必要である。場合によっては、この期間が延長できる。第2は、学校等から虐待等の通報があり、親が反対しているが、児童の人権を保護するために、学校等から児童を直接保護し連れてくる場合がある。精神的虐待、親が麻薬中毒で自宅が“クラック・ハウス”になっているなどのケースがある(法律で学校の教師や専門家は、虐待等の事実、疑いを察知すれば、必ずCASに通報する義務を負い、義務を怠れば罰金刑を含む罰則規定がある。)。第3は、警察が児童を保護した場合である。第2・3のケースは、児童を保護して5日以内に家庭裁判所の中の「児童福祉裁判所」に報告し、判事の判断を仰ぐことになる。例えば、もし、6カ月間CASの保護が必要と判断された場合は、CASから、裁判所に児童の処遇計画を提出することになる。また、判事から親に対しても生活環境条件改善のための様々な条件(例えば、夫婦で家族療法を受けるようになど)も提示される。6カ月間経過すると裁判所に再度出廷し(12歳以上の児童は出席する権利があり、又はそれ以下の児童も本人が出席を希望すれば多くの場合出席させる)再度、判事の判断を仰ぐことになる。法廷には、CASのワーカー、CASの弁護士が出向くが、中立的な立場からほとんどの場合に児童には、オフィシャル・ガーディアン事務所からの弁護士かソーシャルワーカーが臨席し、常に児童の最善の利益という視点からの

権利を代弁する。また、親が弁護士を連れてくる場合も多い。

(6) サービス実績

1990年CASMTだけで、9,914家族にサービスを提供した。この中には19,202人の児童が含まれている。この内、16,541人の児童が自宅でサービスを受けた。昨年、CASMTの職員は1,200件の児童に対する身体的虐待の疑いと、1,511件の性的虐待の疑いを調査した。

なお、以下参考資料として、市民向けのCASのパンフレットの翻訳を掲載しておく。

児童保護援助協会(CASMT)の基礎知識

【CASはコミュニティでどのような活動をしているのか?】

1. 家庭のまとまりを維持するために家族への助言指導、カウンセリングその他のサービスを提供しています。
2. 16歳未満の児童への虐待や放任・無視の訴えを調べます。
3. 親が養育できない児童を保護し援助します。
4. 多様文化及びコミュニティ・ワークのプログラムを提供します。

【誰がCASに電話するの?】

1. 児童のしつけや養育が困難な場合、家族が電話します。
2. 家庭で問題に直面している児童自身が電話します。
3. 専門家や市民が、虐待や放任・無視されている児童に気がついた際電話をします。

【児童家庭福祉法で以下のことが義務づけられています】

1. ある児童が保護を必要としている、又は必要としているかも知れない、との疑いを抱いている人はCASに通報しなければならない。
2. 児童関係の専門家は、ある児童が虐待を受けつつあるか、過去に受けたことがある疑いを抱いた際には、この疑いと関連の情報をCASに通報しなければならない。もし、通報しなかった場合には、1千ドルの罰金刑か懲役刑が課せられる。

【いつ、CASに通報するか？】

1. いつでも可能です。
2. サービスは週に7日間、毎日24時間即応しています。
3. もし、ある児童が虐待を受ける危険があれば、電話だけで即応します。

【どのような場合に連絡すべきか？】

1. もし、あなたが生活に疲れ、児童の生活を脅かす恐れのある場合。
2. あなた自身が虐待や放任・無視された被害者である場合。
3. あなたが、虐待や放任・無視されている疑いのある児童を知っている場合。
4. 病気、死亡、離別、麻薬、又はアルコール依存の問題が家庭崩壊を招いている場合。
5. あなたが青少年であり、親たちと深刻な対立が生じている場合。
6. 妊娠して援助が必要な場合。

【秘密を守ります】

CASが知りえた情報については、秘密を守ります。あなたやあなたの家族と一緒に働く専門家のみが相談に応じます。

【通報した場合どうなるのか？】

1. 虐待に関する訴えを調べます。
2. もし、訴えを裏付ける十分な証拠がある場合、次のような対応をします。①児童と家族に対し、児童が家庭で生活できるように支援的カウンセリングを行います。②児童を安全な場所に移します。
3. 調査の結果をCASのソーシャルワーカーが通報者に報告します。

【CASはどのように介入を始めるのか？】

あなたが、親として、児童として自分自身で電話をしてもかまいません。親戚、友人、教師、保健婦、医者やコミュニティの中の他の専門家が紹介する場合があります。場合によっては法廷にまわされます。

CASと初めてかかわる際に、担当のワーカーが指定されます。ワーカーと一緒に相談し合った上で、あなた自身と家族に対して、どんな援助が最もいいかを共同で決定します。

【サービスの提供】

サービスの一部は次のようなものです。カウンセリ

ング、児童の養護サービス、里親、養子縁組、性的虐待の被害者のためのグループ、非婚の母親及びボランティアに対するサービス、コミュニティの中の他のサービスと連携して援助を提供することもできます。

【家族で児童の養育ができなくなった場合？】

1. 親戚や他の児童の関係者に短期的な養育を依頼する場合があります。
2. 児童がクラウン・ワード（裁判所が親の親権喪失を宣告し国が親権者となる）にされない限り、CASの目標は、家庭へ援助を提供し続け、最終的には児童と家族と一緒に生活できるようにすることです。
3. 児童が保護援助を受けている間、費用は親が応能負担します。
4. 児童がCASの保護援助を受けるためには、親の同意又は裁判所の命令のいずれかが必要です。

【活動を支えて下さい】

あなたがCASの活動を支えて下さる方法として次のようなプログラムがあります。

1. ボランティアになって下さい。
2. 里親になって下さい。
3. 多くの人にCASのサービスについて啓発して下さい。
4. すべての市民が、児童虐待や放任・無視されている疑いのある児童をCASに通報する義務があることを理解して下さい。
5. CAS財団へ寄付をして下さること。

【CAS連絡先】

メトロ・トロントには、中央と支部計6か所の窓口があります。電話は全て924-4646で、週7日24時間対応しています。日本語の場合は、ファミリーサービスにご連絡下さい。電話は444-6669です。CASと連携して対応します。

4 児童家庭福祉サービスのターゲット

今日のオンタリオ州の児童家庭福祉サービスの主流の考え方は、児童に第1の焦点を当てるが、それと同時に、家族が予防サービスのターゲットであるとする考えである。つまりファミリーサービスでは、児童と家族を対象に、保護と予防が実践されることになる。ファミリーサービスは児童家庭福祉サービスを始める際、まず、選択される第1のメニューである。

この考えは、児童の保護を本格的に行うなら、さら

に、児童のウェルビーイング(well-being、人権の尊重と自己実現の支援)を本格的にサポートするならばその児童が生活している環境の改善が児童家庭福祉サービスの介入の第1のターゲットにならなければならないという考え方からきている。このように最近のオンタリオにおける児童家庭福祉サービスや児童福祉に関する制度は、ファミリーサービスに重点が置かれている。そして、全国的に「CAS」の名称も「児童と家族のためのサービスセンター(Child and Family Centre)」に改称される傾向にある。

5 最近のオンタリオ州における児童家庭福祉サービスの特徴

(1) CASへの通報

CASへの通報は、児童に関する専門家(教師、医者、看護婦、保母、キャンプ・カウンセラー)からが65%、家族・本人からが24%、親戚・近隣の人12%の順である。ほとんどのCASへの通報は3/4が第三者からのものであることがわかる。特にその中でも児童に関する専門職からの通報がめだつ。通報者は児童「虐待」や「放任・無視」に気づき、つまり「疑い」だけで通報できるので、インテーク段階では、それらの疑いについてのイニシャル・アセスメント(事前評価)と調査をする。一般的には、普通通報されたケースの約半分の45%がインテーク段階で終了する。しかし、逆に表現すると、約半分の43%のケースにファミリーサービスが開始されている。これらのケースは、その後CASによってフォローアップされることになる。法律により、疑いのケースを通報してもらい専門家が事前評価、調査することで、問題の早期発見、早期対応ができてきていることは、児童の人権を尊重していく上で極めて重要であるといえる。

(2) 性的虐待を受けた児童の増加

1982年からは児童福祉サービスの中でも、特に児童に対する性的虐待が深刻な問題となった。虐待に関する通報も非常に目立つた。例えば、オンタリオの児童虐待登録書によれば、近年、児童に対する性的虐待の増加が報告されている。1984年カナダ連邦政府から委託を受けた「全国児童性的虐待委員会(National Commission on Child Sexual Abuse)」の調査報告によると、女性の約25%、男性の13%が16歳までに性的虐待の被害者になっていることが指摘された。メトロ・トロントでは、CASがフォローア

ップしたケースの9%が性的虐待のケース、さらに、7%のケースが身体的虐待のケースであった。

(3) 児童家庭福祉サービスの特徴

オンタリオ州の児童家庭福祉サービスについて3つの重要な特徴をまとめることができる。

第1の特徴は児童家庭福祉サービスと児童保護を推進する際、コミュニティを基盤にしたアプローチを取っていることである。第2はファミリーサービスに重点が置かれていることである。第3の重要な特徴点は、オンタリオ州における児童家庭福祉サービスを提供する際、法律に基づき裁判所を活用するシステムになっていることである。つまりリーガルサービスをよく活用する児童家庭福祉サービス・モデルである。

特徴を具体的に解説すると、まず第1は、オンタリオの児童家庭福祉サービスの窓口となるCASへの通報は、特定のキーパーソンはいない。その代わり近隣の市民、児童とかかわりのある人なら誰でも、児童の虐待や放任・無視の疑いを抱いた大人が必ずCASに通報しなければならない義務を負っている。特に児童にかかわる専門家—教師、医師、看護婦、ソーシャルワーカー、キャンプのカウンセラー、ベビーシッターなどは、疑いを抱いた場合は必ず通報しなければならない法律上の義務を負っている。もし報告しなかった場合は1千ドルの罰金とその人の所属する専門家団体に報告するという厳しい法律的な罰則規定がある。

第2はファミリーサービス、ファミリー・サポート・サービスについてである。児童家庭福祉サービスの実践は、家庭への介入が児童家庭福祉サービスの第1の開始場面であると考えられている。CASでインテークを受け、イニシャル・アセスメントと調査の結果、フォローアップする必要のあるケースは第1段階として必ずファミリーサービスが開始される。このファミリーサービスの段階では、普通二人のワーカーがその一つのケースに配属される。一人はチルドレンワーカーで専門に児童とかかわる。もう一人はファミリーサービスワーカーで、その児童の親(家族)にかかわる。この二人のワーカーは一緒に共働しながらこのケースのアセスメントをする。同時にこの二人のワーカーは自分が担当するクライアント、つまり一人は児童、もう一人は親にカウンセリングやサポートサービスや様々な社会資源についての情報なども提供する。このような家族を中心とした児童家庭福祉サービスのモデルは1970年代に確立されたものである。

1971年から1988年の間、オンタリオにおける児童家庭福祉サービスの機関で家族に対するサービスを受けた家族の数がなんと160%も増加している。

それと同時にインケア（里親やグループホームで生活する）の児童数が45%も減少した。この資料によると2つの傾向がわかる。第1は、家族全体に焦点を当てたサービスが中心となっていること。第2はインケアからコミュニティを基盤にしたケアへの方向転換である。これは現在日本の老人福祉、障害児者福祉で推進されている「在宅福祉」と呼ばれるモデルと極めて類似している。しかし、不思議なことに、現在日本では児童福祉施設の社会化は重視されているが、在宅児童福祉のような概念はまだ成熟していないのである。

第3は児童福祉裁判所の活用についてである。CASで対応する約86%のケースは児童福祉裁判所に送られる。このような裁判所を活用するモデルは1984年に制定された「児童と家族に関するサービス法」に基づいている。つまりこの新しい法律では児童と親（家族）それぞれの人権を守るために、裁判で公平な結果を決めるという考えが強いのである。しかも、児童家庭福祉を良く理解した大勢の裁判官、弁護士が育っていることも見逃してはならない。さらに、注目すべきことは「児童と家族に関するサービス法」には、国連の「児童の権利に関する条約」を先取りしていることである。「児童の最善の利益(Best interests of the child)」を法文の中に明記し、具体的な児童の権利と義務も条文の中で明記していることである。

6 要約

- ①オンタリオ州と英国は、児童保護では同じような歴史的背景がある。オンタリオ州、英国ともに慈善団体の自発的民間活動として児童保護活動が芽生えている。後に、そのシステム・モデルが異なった。
- ②オンタリオ州では、半民間組織(QANGO: Quasi-Autonomous Non-Governmental Organization、財政的には全て政府が負担し民間が運営する。)が中心となり児童家庭福祉サービスを実施している。例えば、メトロポリタン・トロント児童保護援助協会(Children's Aid Society of Metropolitan Toronto)の例など。
- ③英国では地方政府が中心となり児童福祉サービスが実施されている。
- ④日本では、戦後児童福祉法による児童の健全育成、保護が国と都道府県の責任によって実施されているがサービス法という側面で問題がある。また、親に対する、家族や家庭に対するサービスも未整備である。
- ⑤日本の児童福祉法の条文は解釈によって様々な運

用ができる内容である。これに対し、オンタリオ州の条文は定義、手続きが具体的に条文化されており、解釈がはっきりし明確である。

- ⑥日本の法律には「児童の権利」、「児童の最善の利益」という文言が条文の中に登場しない。オンタリオ州の「児童と家族に関するサービス法」では具体的に明記され、国連の児童の権利に関する条約を先取りし児童の権利と義務も具体的に条文の中で明記されている。
- ⑦オンタリオ州は、日本や英国に比べて、児童福祉裁判所が重要な役割を担っている。
- ⑧60年代からオンタリオ州、英国で児童福祉プログラムの理念が大きく変化した。児童福祉サービスが、施設収容中心からコミュニティ・ベース・ケア(community based care)の方向へと変化した。具体的には、児童家庭福祉サービス・プログラムが積極的に推進され、a. 家庭支援(family Support)、b. 積極的にサービスを届けるプログラム(community outreach program)が強化された。
- ⑨カナダでは児童家庭福祉を推進するための原則として、「4つのP」が重視されている。具体的には、a. 「保護(protection)」、b. 「予防(prevention)」、c. 「参加(participation)」、d. 「普及・啓発(promotion)」の4つをいう。
- ⑩近年の特徴は、オンタリオ州ではコミュニティを中心とした児童と家族へのサービス（在宅福祉サービス）、ファミリーサービスが強調され、英国では、経済不況を背景に公的責任が後退し親の責任が強調されつつある。

Ⅲ 考察と提言

当面、日本においては国連「児童の権利に関する条約」に即した法制度の検討と改革が求められることになろう。その際以下のことも含めて検討がなされることを期待する。

1 コミュニティを基盤とした「普遍的児童家庭福祉サービス(Universal Child and Family Services)モデル」の推進。

児童福祉法が総則で掲げているように、要保護児童のみならずすべての児童を対象とした普遍的な児童家庭福祉サービスの策定が求められる。市区町村を単位に「児童家庭福祉サービス」のメニューを整備体系化することが必要であろう。また、関連する法律、現業機関のサービスも、その内容によっては市区町村の窓口統合することも考慮されなければならない。その

際、児童のみならず「児童と家族に関するサービス」といった視点から児童の親をも対象とすべき法改正が必要となる。

先述したが、現在の核家族は、さまざまな行政、民間からの支援、サービスが準備されなければ健康な家族関係の維持は不可能である。関連する法律も含めて、すべての児童とその家族を対象とした「児童家庭福祉サービス」メニューの明確化と共有化、新たなサービス・メニューの創設を急ぐことが期待される。その主要なプログラムがファミリーサービスの育成であろう。

また、次のような課題も解決されなければならない。

①児童の権利と義務、親の権利と義務の明確化と共有化、その啓発活動のプログラム作り。

オンタリオ州の「児童と家族に関するサービス法」の如く、法律の中に児童の権利、義務を具体的に明記されることが不可欠である。児童の権利という総論では異論がないが、具体的に、児童の権利という世代間の価値観の違い、文化的、地域的差異があり、必ずしも、児童福祉関係者の中でも合意を得てはいない。具体的な児童の諸権利と義務を明記しない限り、人権の尊重は困難となる。このことは、親の権利と義務についても同じことが言える。

当面は、国連の児童の権利に関する条約の普及につとめ、その過程で、児童福祉法の中に明記すべき、内容の検討が急がれる。

②施設収容中心からコミュニティ中心（レジデンシャル・ケア）への改革。

日本の福祉は施設福祉が特徴だと言われてきたが、先進国の動向や児童の権利に関する条約、1994年の国連・国際家族年について国連が決議した目的、原則（後述）に照らすと、如何に、里親、グループ・ホームを整備していくか、家族とともに生活している児童を家族を支える社会資源を如何に整備・拡大していくかが、今後早急に解決されなければならない問題である。ちなみに、IYFのテーマは、"Resources and responsibilities of the family in a changing world"（世界の変動の中で家族を取り巻く諸資源とそれに対応する責任を問う）である。

③ヒューマン・サービスとしてのファミリーサービスの育成。

日本社会では一般的にファミリーサービス（家族サービス、家庭サービスとも言われる）というと、多忙なサラリーマンの父親が休日に家族を連れて、旅行や遊園地に出かけることを言う。だが、これは日本だけ

の特殊な使い方であり英語の意味とは本質的な違いがある。ある意味では、北米で言うファミリーサービスが社会的に育っていない一つの証しでもあろう。

北米でファミリーサービス(family Services)とは、個人の、家族のウェル・ビーイング（人権の尊重と自己実現の支援）を支えるヒューマン・サービスを言う。具体的には、カウンセリング、家族療法、グループ・カウンセリング、ファミリー・ライフ・エデュケーション、コミュニティ・ワーク（アドボカシー、アウトリーチ、ボランティア・トレーニング）、公開講座などのさまざまなプログラムが含まれている。

オンタリオ州のように、児童の本質的な問題解決をめざすためには、児童の生活環境の基盤である家族への介入、サービスを避けては問題の解決に成らないと考える。公私のさまざまな機関・団体がファミリーサービスが提供できうる対策が急がれる。また、民間団体がファミリーサービスを実施する際には、何らかの経済的な補助が必要となろう。また、日本国内で生活する外国人のための母国語によるファミリーサービス、外国で生活する日本人児童とその家族のための日本語によるファミリーサービスも育てていかなければならない。

④児童相談所の在り方の検討

新たな制度改革の際には児童相談所がどうあるべきかの検討を避けては通れない。理想的には、児童相談所は児童の権利に関する条約に示す児童の権利の番人、児童に関する人権侵害や新たに整備されるであろう児童家庭福祉サービスのレビュー機関へ再編されることが望まれる。その為には、専任の弁護士を新たに専従させ、社会的には、児童家庭福祉のアドボカシー（代弁）機関としての役割も期待される。また、児童の権利の番人として、家庭への介入だけでなく幼稚園、小学校、中学校、高等学校の学校教育の中での児童の人権侵害ケースにも介入しうる体勢の整備を期待する。

児童相談所が管轄地域において、「児童の権利」の番人、監視人として市民に認知されうる対策を講じてほしい。

⑤民生委員児童委員の分離

児童委員は、児童福祉法第12条で「児童及び妊産婦につき、常にその生活及び環境の状態をつまびらかにし、その保護、保健その他福祉に関し、援助及び指導をするとともに、児童福祉司又は社会事業法に規定する福祉に関する事務所の社会福祉主事の行う職務に協力するものとする。」とされている。社会調査、相談、情報提供、連絡通報、調整、支援体制づくり、意

見具申の7つの役割を基本としつつも、児童の権利に関する条約との関連では、それぞれが担当する地域での「児童の権利の監視人」、「児童の権利」についての教育・啓発活動のリーダーとしての役割が期待される。特に、今まで以上に児童相談所の児童福祉司との密接な連携のもとに、「児童の権利」、「児童の最善の利益」を確保するための新たなネットワークづくりが必要となる。

問題が顕在化した要保護児童のみならず、担当地域の全ての児童とその家族への、地域の大人への「児童の権利」についての新たな価値観を普及・啓発していくことが、最大の予防的サービスであると考えられる。

この際、民生委員と児童委員を分離し、児童委員は、日常的な児童の健全育成活動のリーダーとしても、児童にかかわっていくことのできる人を委嘱するなどの検討が急がれる。

⑥週7日間24時間即応できうる児童家庭サービス機関の育成

週休2日が促進されることは誠に好ましいことである。だが、このことは、児童が家族と生活する時間が増大することでもある。今後、虐待・放任・無視される児童、事件に巻き込まれる児童数の増加も予測される。児童相談所の機能の一部を民間団体に委任することも含め、週7日間24時間対応サービスを社会的には準備すべきである。労働時間が少ない先進諸国でも実施されていることであり、日本で不可能である理由は何もないと考える。

その際、先述したオンタリオ州のCASなどは一つのモデルとなろう。

⑦児童の権利、親の権利の尊重、児童家庭サービスを推進する家庭裁判所の新たな役割

現行の児童福祉法第28条の活用とともに、日本国憲法に準拠したオンタリオ州のような制度の検討が望まれる。その前提としては民法の中の親権の在り方についての検討が必要になる。

また、裁判所が機能していくためには、児童福祉を理解した裁判官、弁護士の養成も大きな課題となる。

⑧親による児童虐待(abuse)と放任・無視(neglect)を児童福祉法違反とする法改正

虐待については、相当な対応がなされてきている。だが、残念ながら、放任・無視(Neglect)については、未だきちんとした対応がなされていない。1992年全国民生委員児童委員協議会が実施した「地域における子育て環境調査」によると「何かの時子ども(小学

生以下)を預かってもらえる人」が「いる」49.3%、「いない」39.4%である。このことは、約4割の児童が親の都合で放任・無視される危険をもっているということである。また、学童クラブから家庭に帰り親が帰宅するまで児童だけで留守番をしている例も多い。これを、父子家庭、母子家庭にまで拡大するとかかなりの数の児童が児童だけで自宅にいることが推察される。

オンタリオ州では、

【児童と家族に関するサービス法】(第75条3項)の要旨：保護者は16歳以下の児童をその状況に合った監督や世話の条件を満たさずに残してはならない実際の運用は12歳をめやすにしている)。

【刑法】(200条)の要旨：非合法的に危険にさらされ、またはそのような状況下にある10歳以下の児童、あるいは健康を損なう恐れのある10歳以下の児童を置き去りにしたり、そのまま危険にさらすことは起訴に相当する罪であり、有罪の場合、最高2年の懲役に処される。

に基づき、CASの家庭への介入が行われる。CASの調査では、親が児童に対してどのような手立てをしたかが問題となる。親の留守中に誰が来ても絶対に玄関のドアを開けないとか、電話がかかっても「母は今手が離せません」などと、親が留守であることを他人に気づかれないようにする、などの判断力の有無が調査される。調査の結果次第では、児童に対する放任・無視で告訴され、裁判所に親が出頭する義務が生じる。そして、親としての義務がはたせるように、さまざまな社会的介入が公私の児童福祉機関・団体によって実施されるのである。アメリカのカリフォルニア州でも、児童虐待怠慢法があり、幼児、児童だけを残して親が外出することを禁じている。

「母親をやめた夜、夫が二回目のプロポーズをした。土曜の夜、子どもたちをちょっと早く寝かせつけ、夫と妻の時間を楽しむ。近ごろ**ホテルのレストランでそんな素敵なご夫婦をよくお見かけします。家族の時間は父と母であっても、ふたりだけの夜は、いつまでもドキドキすることを忘れないために。これからは、父親と母親をやめる夜がもっとあってもいい、と私たちは考えます。」これはニューズウィーク日本版1992年6月4日号39ページに掲載されたTホテルの広告である。ここには、子どもを夜寝かせて親が外出することが、児童を放任・無視することになるという意識はない。TVのコマーシャルにも、これに似たものが放映されている。日本においても放任・無視を児童福祉違反とする法律の改正と親、コミュニティに対する教育・啓発活動が早急に求められる。

⑨児童家庭福祉サービスを提供する多様な民間団体の育成と助成。

グラスルーツの活動、運動として民間団体がさまざまなサービス・メニューを提供してきている。それらを育成するために、財政的な助成だけでなく、組織を高度化させるためのセミナーやワークショップの開催などの組織の育成プログラムを開発することが求められる。また、既存の社会福祉法人等も、地域の児童家庭福祉サービスの供給主体として育成していくことが必要である。

⑩大都市と地方都市の格差の是正

大都市と地方都市の文化的、地域的な違いがさまざまな側面で拡大している。例えば、特に、地方都市では知名度の高さとも相まって人権意識やプライバシーを守る意識が乏しい。島根県では、離婚母子家庭の母親の多くが差別を受けることを理由に、離婚後子どもを連れて大都市に出てしまう件数がめだつ。知名度の高い地域での人権、プライバシー教育がもっと児童家庭福祉のプログラムとして提供されなければならない。とくに専門職や民生委員児童委員などの非専門職にたいして「小さな親切、大きなお世話、気にも止めない人権侵害」を防止するための教育が徹底されなければならないと考える。逆に、大都市では、匿名性が高く、もっとコミュニティ作り、コミュニティで児童を見守る（コミュニティ・ウォッチング）などのコミュニティ・ワークも推進されなければならない。

又、地方都市では、人口構成との関連で、老人対策が優先され、ややもすると児童福祉が予算的にも軽視されがちな実態がある。バランスのとれたサービス・システムが整備されるような配慮が望まれる。

⑪児童家庭福祉を推進する教育プログラム、マニュアルの作成

伝統的に社会福祉の分野では、教育プログラムが少ない傾向にある。児童家庭福祉をすすめるためのマニュアル作り、ビデオなどの教材作りが必要である。

⑫ライフ・スキル教育の推進

児童家庭福祉を進めていくためには、児童や親に対しライフ・スキル教育、家族内のコミュニケーション・ワークショップ、親子のキャンプなどの健康な家族関係を構築するための、問題を予防するためのワークショップなどが開催されなければならない。

⑬オンタリオ州におけるオフィシャル・ガーディア

ン制度、オブズマン制度などの人権を尊重するための公的制度の導入を検討すべきである。

2 教育の必要性

児童の権利、父親の権利、母親の権利の共存を目指した家族、家庭の在り方を啓発する教育。

今後の21世紀に向けて、伝統的な男女分業思想、家父長的家族意識から脱皮し、一人ひとりの家族員の自己実現を支援し合う新たな家族関係の構築が時代的には求められている。1994年の国連・国際家族年に向けての家族像は、基本的には児童の権利、父親の権利、母親の権利、祖父の権利、祖母の権利の共存を家族内でどう試みるかにある。家族内で、いずれかの家族メンバーが他のメンバーの犠牲の上に自己実現をすることは人権侵害にもつながるのである。

児童の権利、21世紀に向けてのモラル教育が求められる。後者のモラル教育を国が実施することには問題があるが、何らかのNGO団体がその役割を担えるよう側面援助をしていくこと、社会的な議論を提起し、それぞれが家族の在り方について考えていく機会を提供することは非常に重要であると考えられる。

3 NGOの育成

①国内における児童家庭福祉サービスを推進するNGO（非政府組織）の育成。

日本においては国際レベルでは多くのNGOが育ち一定の国際的評価を受けるに至っている。だが、オンタリオ州の例に見た国内レベルでのNGOが必ずしも育っていない。今後質の高い児童家庭福祉サービスを構築していくためには、児童家庭福祉サービスの推進に役立つNGOの育成が不可欠であると考えられる。

②アドボカシー活動の推進

児童は未だ発達途上にあり、高度な児童家庭福祉サービスを構築していくためにはアドボカシー（代弁）活動が活性化していくことが必要不可欠である。行政レベルでは、児童相談所が児童の権利の番人としてその機能を担うことが期待されるが、その他、民間団体、弁護士などの団体、NGO等さまざまなレベルの団体の育成が必要である。

4 1994年国連・国際家族年への積極的な取り組み。

ぜひ、1994年の国連・国際家族年に向けて、児童の権利に関する条約に準拠した、国連が求める国際

家族年の目的・原則に準拠した「児童家庭福祉サービス計画」を市区町村、都道府県レベルで策定するような働きかけを求めたい。その際、市区町村レベルでは先述の児童の在宅福祉を推進するための「児童家庭福祉サービス」メニュー、つまり、児童と家族を支援するためのサービスの整理、創設を期待したい。また、市区町村レベルでサービスメニューを策定する基礎資料として、各市区町村の「児童家庭福祉白書」を作成するなどの基本的な課題も解決されなければならない。参考までに国際家族年の目的と原則を掲げておく。

【国際家族年の目的と原則】

1989年12月8日国連は次のような国際家族年の公式な目的と原則を示している（総会A/44/407）。そして、別掲のような公式のシンボルマークと「家族は社会の心」the family at heart of society」という標語が掲げられている。なお、I Y Fのテーマは、"Resources and responsibilities of the family in a changing world"（世界の変動の中で家族を取り巻く諸資源とそれに対応する責任を問う）を中心活動とするよう提案している。

国際家族年の目的と原則

1994年の国際家族年の目的は、地方、全国そして国際的にその行動に刺激を与え、以下のような長期的、持続的な展望をもった努力が必要である。

【目的】

①家族の問題に関する認識を、政府と民間の双方から高めること。国際家族年は、家族の重要性を強調し、家族の機能やそれらの問題をよりよく理解すること、家族やそのメンバーに影響のある経済的、社会的、人口学的動向に関する知識を増やすこと、家族のメンバー一人ひとりの人権と責任に焦点をあてること。

②家族に関する政策に対し、その策定、実施、監視を行う全国的な機構を強化すること。

③家族の状況に影響を与えている問題と、家族によって影響される問題に対応すること。

④地方、全国又は国際的に実施されている家族に関するプログラムをより効果的に推進するために、新しい活動の企画や、既存のプログラムをもっと強化すること。

⑤国内及び国際的な非政府組織（NGO）間の協力態勢を改善し、諸分野における諸活動を活性化すること。

⑥女性、児童、青年、高齢者、障害者に関する既存の国際活動や運動の成果のうえにさらに積み重ねるこ

と。

【原則】

国際家族年に関する準備、企画のすべての活動は、以下のような基本的な原則をふまえて実施されなければならない。

①家族は社会の中における基礎的な、ユニットであるので、特別に注目しなければならない。

社会は、家族がコミュニティの中で家族の責任を完全にはたせるように幅広い可能な保護と援助を、世界人権宣言（総会決議217A（Ⅲ））、経済的、社会的及び文化的権利に関する国際規約（総会決議2200A（XXI））、社会的進歩及び発展に関する宣言（総会決議2542（XXIV））、女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約（総会決議34/180）に従って実施しなければならない。（当然ここには、児童の権利に関する条約も入る。）

②家族は、国や社会によって多様な形態や機能がある。家族の形態や機能は社会によって変化する。家族は、個々の好みや、社会の条件によって多様である。ゆえに、国際家族年は多様な家族のニーズのすべてに応じるものでなければならない。

③国際年の準備と企画は、国連の保護を受け国際的に形成され承認された規約を駆使し、すべての個人は同等であり、例えば家族内のいかなる地位にあっても、その家族がいかなる形と条件下にあっても、個人の基本的な人権と基礎的な自由の促進を求めなければならない。

④これらに関する政策は、家族内における男女平等を原則とし、家庭あるいは職場における雇用機会においてもその原則を完全に遂行する目的をもったものでなければならない。

⑤この国際年に関する企画活動は、地方、全国、地域及び国際的なレベルで、すべてを包括しなければならない。したがって、第一の焦点は地方と全国レベルのものとなる。

⑥プログラムは家族の機能そのものを代替することよりも、むしろ家族の機能の遂行を援助すべきである。つまり、固有の耐久力、家族が保有する偉大な抱擁能力、自立や相互依存を促す行動を促進すべきである。

プログラムは、家族やその構成員、コミュニティや社会を統合した展望を示しているものでなければならない。

⑦この国際年は継続的な展望を持った事業で構成されなくてはならない。そのためには、進歩に対する的確な評価を測定する基準が作成されなければならない。事業が成功し適切に引き継がれるためには事前の準備

段階や開催年中に遭遇するであろう障害に対処するためにも必要である。

本研究は、平成3年度厚生科学研究費による家庭・出生問題総合調査研究「家庭機能に関する研究：家庭養育機能及び家庭に対する社会的・公的支援に関する研究」の一環として行ったものである。

引用文献及び資料

1. Canada (1991) 1994: International Year of the Family - Illustrated Presentation of the Proposition of the United Nations (Ottawa: Canada)
2. (1990) Reaching for Solutions (Ottawa: Canada)
3. Child Welfare League of America/Canada (1991) Overview and Highlights of the Discussion Papers for the National Symposium (Ottawa: CWLAC)
4. Children's Aid Society of Metropolitan Toronto (1983) Preparing for Practice (Toronto: CASMT)
5. (1991) Honouring the Past; Preparing for the Future (Toronto: CASMT)
6. (1990) Orientation to Child and Family Services Act (Toronto: CASMT)
7. Family Services Association of Metropolitan Toronto (1991) 1991 Operating Plan (Toronto: FSAM)
8. (1991) 1990 Annual Report (Toronto: FSAM)
9. Kubota, Shinnosuke (1992) Child Protection Legislation: A Comparison between Japan and Ontario (Unpublished paper)
10. Maidman, Frank (Ed.) (1984) Child Welfare (New York: CWLA)
11. Melichercik, John (1987) "Child Welfare Policy" in Shankar A. Yelaja (Ed.) Canadian Social Policy (Waterloo: Wilfred Laurier University Press) 195-223
12. Ontario (1990a) Children First: Report of the Advisory Committee on Children's Services (Toronto: Ontario)
13. (1990b) Child and Family Services Act 1984 (Toronto: Ontario)
14. Peng, Ito (1992) Child and Family Services Systems in Canada (Ontario), Britain, and

- Japan: A Comparative Review (Unpublished report to the Special Research Commission on Issues Related to Families and Birth Rates, Ministry of Health and Welfare, Japan)
15. Trocme, Nicholas (1991) "Child Welfare Services" in Richard Barnhorst and Laura C. Johnson (Eds.) The State of the Child in Ontario (Toronto: Oxford University Press)
 16. United Kingdom (1990) Children Come First, Vol. 1 and 2, (London: HMSO)
 17. 新保満『カナダ社会の展開と構造』未来社, 1989.
 18. 高橋重宏「トロントの日系カナダ人、日本人とジャパニーズ・ファミリーサービス」長谷川仏教文化研究所研究年報第18号、1991。
 19. 『レジデンシャル・ケアの児童とティーンエージャーのための手引き』（高橋重宏訳）資生堂社会福祉事業財団、1992。